

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 2 年 4 月 28 日（火曜日）午前 10 時 開議

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 選第 1 号 下呂市議会議長の選挙について

日程第 3 承第 1 号 専決処分の承認について（下呂市税条例等の一部を改正する条例）

日程第 4 承第 2 号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 5 承第 3 号 専決処分の承認について（令和 2 年度下呂市一般会計補正予算（第 3 号））

日程第 6 議第 73 号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議第 74 号 下呂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議第 75 号 令和 2 年度下呂市一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 9 議第 76 号 令和 2 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）

（追加日程）

追加日程第 1 議席の指定について

追加日程第 2 会議録署名議員の指名について

追加日程第 3 会期の決定について

追加日程第 4 諸般の報告について

追加日程第 5 選第 2 号 下呂市議会副議長の選挙について

追加日程第 6 発第 1 号 予算特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第 7 発第 2 号 決算特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第 8 発第 3 号 下呂駅周辺エリア等整備特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第 9 発第 4 号 濃飛横断道・リニア特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第 10 発第 5 号 議会改革特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第 11 発第 6 号 広報広聴特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第 12 発第 7 号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第 13 下呂市議会常任委員の選任について

追加日程第 14 下呂市議会運営委員の選任について

追加日程第 15 下呂市議会特別委員の選任について

追加日程第 16 選第 3 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程第 17 報第 5 号 委員長報告

追加日程第 18 委員会提出議案第 1 号 新型コロナウイルス等の対策に関する決議について

追加日程第 19 閉会中の委員会継続調査申し出について

出席議員（１４名）

議長	中 島 達 也	1 番	鷺 見 昌 己
2 番	田 口 琢 弥	3 番	飯 塚 英 夫
4 番	森 哲 士	5 番	田 中 喜 登
6 番	尾 里 集 務	7 番	中 島 ゆき子
8 番	田 中 副 武	9 番	今 井 政 良
10番	伊 藤 嚴 悟	11番	一 木 良 一
12番	吾 郷 孝 枝	13番	中 島 新 吾

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	教 育 長	細 田 芳 充
市 長 公 室 長	田 口 広 宣	総 務 部 長	河 尻 健 吾
教 育 部 長	吉 田 修	観 光 商 工 部 長	細 江 博 之
健 康 福 祉 部 長	今 瀬 成 行		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	加 藤 鈴 彦	書 記	今 井 満
書 記	今 井 寛 司	書 記	松 田 和 幸
書 記	土 屋 歩		

○議会事務局長（加藤鈴彦君）

おはようございます。

一般選挙後の初議会でございますので、開会に先立ちまして、最初に市長から御挨拶を頂きます。

お願いいたします。

○市長（山内 登君）

おはようございます。

このたび市長に就任させていただきました山内でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、議員の皆様方には、御当選、誠におめでとうございました。

議会と市行政執行部は、市政運営における車の両輪でございます。我々執行部もしっかりとした対策を、いろんな市政に向けて市民の皆様方のために一生懸命努力してまいりますので、また議員の皆様方と手と手を取り合って市政運営をしっかりとやってまいりますので、どうぞ今後とも御指導、御鞭撻よろしくお願いを申し上げます。

今回の令和2年第3回の下呂市議会臨時会におきましても、新型コロナウイルス対策の対策をしっかりと御審議いただいて、スピード感を持った対応をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御審議を賜りますことを強くお願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議会事務局長（加藤鈴彦君）

ありがとうございました。

本日は、一般選挙後初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員の中で、伊藤厳悟議員が年長議員でありますので、御紹介を申し上げます。

伊藤厳悟議員、議長席に御着席ください。

〔年長議員 伊藤厳悟議員、議長席に着く〕

○臨時議長（伊藤厳悟君）

ただいま紹介を頂きました伊藤厳悟でございます。

地方自治法第107条の規定により、私が臨時に議長の職務を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

このたびの選挙におきまして、市民の負託を受けられ、当選され、議席を得られたわけでございます。初対面の方もいるかと思っておりますので、簡単に自己紹介をお願いいたします。

1番 鷺見昌己議員から、自席におきまして順次お願いをいたします。

〔議員の自己紹介〕

ありがとうございました。

続きまして、教育長、お願いをいたします。

〔教育長の自己紹介〕

続きまして、執行部職員の紹介をお願いいたします。

市長公室長から順次、お願いをいたします。

〔順次、議会出席執行部紹介〕

ありがとうございました。

それでは、会議を開く前にお諮りをいたします。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議事日程のうち、市長提出議案に係る審議以外は執行部の出席は求めず、また、市長提出議案に係る審議においても執行部の出席は必要最小限の要求といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ここで執行部の皆さんには退席いただきます。

執行部の皆さんには、本会議開催中、別室において設置されています議会中継システムの視聴により待機をいただきます。

〔執行部 退場〕

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（伊藤巖悟君）

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しております。これより令和2年第3回下呂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議長選挙までの日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関及び広報「げろ」より取材の申込みがございますので、これを許可いたします。

◎仮議席の指定について

○臨時議長（伊藤巖悟君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、着席の議席といたします。

休憩をいたします。

午前10時12分 休憩

午前10時36分 再開

○臨時議長（伊藤巖悟君）

休憩前に続き本会議を開催いたします。

◎選第1号について

○臨時議長（伊藤巖悟君）

日程第2、選第1号 下呂市議会議長の選挙を行います。

議長選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に仮議席1番 鷲見昌己君、仮議席2番 田口琢弥君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いをいたします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票をお願いします。なお、名字が同じ議員がおられますので、必ず名前まで記載されるようお願いをいたします。

ただいまから投票を行います。

仮議席番号1番から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数と符合いたしております。

有効投票14票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、中島達也君8票、一木良一君6票、以上のとおりであります。

有効投票数の4分の1以上が法定得票数となります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、中島達也君が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました中島達也君が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長に当選されました中島達也君の当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

登壇してください。

○新議長（中島達也君）

皆さんに一言御挨拶申し上げます。

ただいまは議長という大役を御支持いただきましたこと、大変感謝を申し上げるとともに、責任の重さをひしひしと感じております。先ほども申し上げましたように、今議会が最優先に目指す課題はコロナ対策であります。市長の専決処分で、市民全戸にマスクの配布や関連の補正予算を今臨時議会に上程されております。早急に議論を深め、市民の不安を少しでも取り除き、どん底にある下呂市の経済活動が少しでも上向きになるように議会も対応していかなければなりません。特別委員会を中心に、継続的に市民の声を反映させた議会運営が必要であります。微力ですが全力で取り組んでまいります。皆様の今後の相変わらずの御指導をよろしくお願いします。ありがとうございました。

○臨時議長（伊藤巖悟君）

以上をもちまして臨時議長の職務は全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

ここで休憩いたします。再開は11時といたします。ありがとうございました。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより私が議長の職務を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

追加日程がございますので、配付いたします。

〔追加日程配付〕

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議事日程（第1号の追加1）を議事日程（第2号）の前に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議事日程（第1号の追加1）を日程に追加いたします。

◎議席の指定について

○議長（中島達也君）

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって定めることになっております。議席は、ただいま御着席の議席を指定したいと思います。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（中島達也君）

追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番 鷺見昌己君、2番 田口琢弥君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（中島達也君）

追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長（中島達也君）

追加日程第4、諸般の報告を行います。

定期監査結果報告、例月現金出納検査報告は、お手元に配付のとおりであります。御覧願います。

◎選第2号について

○議長（中島達也君）

追加日程第5、選第2号 下呂市議会副議長の選挙を行います。

副議長選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 飯塚英夫君、4番 森哲士君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

この際、念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票をお願いします。なお、名字が同じ議員がおられますので、必ず名前まで記載されるようお願いいたします。

ただいまから投票を行います。

議席番号1番から順次投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。以上で投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、今井政良君8票、田中副武君6票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、今井政良君が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました今井政良君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました今井政良君、当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

御登壇ください。

○新副議長（今井政良君）

今回の副議長選に当選させていただきました今井です。

本当に皆様方の温かい御支援があつて2年目になりますが、身の余る思いであります。議長と共に皆さんの御意見を頂き、皆さんと一緒にこの議会、本当に市民に納得のいくような議会運営をしていきたいと思っておりますので、皆様方の御意見をたくさん頂きたいと思っております。どうかよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（中島達也君）

これにて副議長選挙を終了いたします。

休憩いたします。再開は午前11時20分といたします。

午前11時11分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発第 1 号について（提案説明・採決）

○議長（中島達也君）

追加日程第 6、発第 1 号 予算特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

発第 1 号 予算特別委員会の設置に関する決議について。

下呂市議会会議規則（平成16年議会規則第 1 号）第14条の規定により、別紙のとおり、予算特別委員会の設置に関する決議を提出する。令和 2 年 4 月28日提出。提出者、下呂市議会議員 中島新吾、賛成者、下呂市議会議員 尾里集務。

提案理由、予算に係る特定事件を審査するため、設置するもの。

次のページ。

予算特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、予算特別委員会を設置するものとする。

1. 名称、予算特別委員会。2. 設置の根拠、地方自治法第109条及び下呂市議会委員会条例第 6 条。3. 目的、予算に係る特定事件を審査するため。4. 委員の定数、13名。以上です。

○議長（中島達也君）

質疑、討論を省略し、採決を行います。

発第 1 号 予算特別委員会の設置に関する決議について、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、発第 1 号については原案のとおり可決されました。

◎発第 2 号について（提案説明・採決）

○議長（中島達也君）

追加日程第 7、発第 2 号 決算特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

発第 2 号 決算特別委員会の設置に関する決議について。

下呂市議会会議規則（平成16年議会規則第 1 号）第14条の規定により、別紙のとおり、決算特別委員会の設置に関する決議を提出する。令和 2 年 4 月28日提出。提出者、下呂市議会議員 吾郷孝枝、賛成者、下呂市議会議員 田中喜登。

提案理由、決算に係る特定事件を審査するため、設置するもの。

決算特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、決算特別委員会を設置するものとする。

1. 名称、決算特別委員会。2. 設置の根拠、地方自治法第109条及び下呂市議会委員会条例第6条。3. 目的、決算に係る特定事件を審査するため。4. 委員の定数、13名。以上です。

○議長（中島達也君）

質疑、討論を省略し、採決を行います。

発第2号 決算特別委員会の設置に関する決議について、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、発第2号については原案のとおり可決されました。

◎発第3号について（提案説明・採決）

○議長（中島達也君）

追加日程第8、発第3号 下呂駅周辺エリア等整備特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

発第3号 下呂駅周辺エリア等整備特別委員会の設置に関する決議について。

下呂市議会会議規則（平成16年議会規則第1号）第14条の規定により、別紙のとおり、下呂駅周辺エリア等整備特別委員会の設置に関する決議を提出する。令和2年4月28日提出。提出者、下呂市議会議員 一木良一、賛成者、下呂市議会議員 森哲士。

提案理由、下呂駅や旧下呂温泉病院跡地を含めた下呂駅周辺エリア整備及び地域再生計画に基づく整備に係る検討をするため、設置するもの。

下呂駅周辺エリア等整備特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、下呂駅周辺エリア等整備特別委員会を設置するものとする。

1. 名称、下呂駅周辺エリア等整備特別委員会。2. 設置の根拠、地方自治法第109条及び下呂市議会委員会条例第6条。3. 目的、下呂駅や旧下呂温泉病院跡地を含めた下呂駅周辺エリア整備及び地域再生計画に基づく整備に係る検討を行うため。4. 委員の定数、13名。以上です。

○議長（中島達也君）

質疑、討論を省略し、採決を行います。

発第3号 下呂駅周辺エリア等整備特別委員会の設置に関する決議について、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、発第3号については原案のとおり可決されました。

◎発第4号について（提案説明・採決）

○議長（中島達也君）

追加日程第9、発第4号 濃飛横断道・リニア特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

10番 伊藤厳悟君。

○10番（伊藤厳悟君）

発第4号 濃飛横断道・リニア特別委員会の設置に関する決議について。

下呂市議会会議規則（平成16年議会規則第1号）第14条の規定により、別紙のとおり、濃飛横断道・リニア特別委員会の設置に関する決議を提出する。令和2年4月28日提出。提出者、下呂市議会議員 伊藤厳悟、賛成者、下呂市議会議員 飯塚英夫。

提案理由、濃飛横断自動車道とリニア中央新幹線の整備促進を図るため、設置するもの。

濃飛横断道・リニア特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、濃飛横断道・リニア特別委員会を設置するものとする。

1. 名称、濃飛横断道・リニア特別委員会。
2. 設置の根拠、地方自治法第109条及び下呂市議会委員会条例第6条。
3. 目的、濃飛横断自動車道とリニア中央新幹線の整備促進を図るため。
4. 委員の定数、7名。以上。

○議長（中島達也君）

質疑、討論を省略し、採決を行います。

発第4号 濃飛横断道・リニア特別委員会の設置に関する決議について、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、発第4号については原案のとおり可決されました。

◎発第5号について（提案説明・採決）

○議長（中島達也君）

追加日程第10、発第5号 議会改革特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

9番 今井政良君。

○9番（今井政良君）

発第5号 議会改革特別委員会の設置に関する決議について。

下呂市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり、議会改革特別委員会の設置に関する

決議を提出する。令和2年4月28日提出。提出者、下呂市議会議員 今井政良、賛成者、下呂市議会議員 田口琢弥。

提案理由、議会の改革を進めるため、設置するものであります。

次のページ。

議会改革特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、議会改革特別委員会を設置するものとする。

1. 名称、議会改革特別委員会。2. 設置の根拠、地方自治法第109条及び下呂市議会委員会条例第6条。3. 目的、議会の改革を進めるため。4. 委員の定数、5名。以上です。

○議長（中島達也君）

質疑、討論を省略し、採決を行います。

発第5号 議会改革特別委員会の設置に関する決議について、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、発第5号については原案のとおり可決されました。

◎発第6号について（提案説明・採決）

○議長（中島達也君）

追加日程第11、発第6号 広報広聴特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

8番 田中副武君。

○8番（田中副武君）

発第6号 広報広聴特別委員会の設置に関する決議について。

下呂市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり、広報広聴特別委員会の設置に関する決議を提出する。令和2年4月28日提出。提出者、下呂市議会議員 田中副武、賛成者、下呂市議会議員 鷲見昌己。

提案理由、議会の広報広聴活動を推進するため、設置するもの。

次のページを御覧ください。

広報広聴特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、広報広聴特別委員会を設置するものとする。

1. 名称、広報広聴特別委員会。2. 設置の根拠、地方自治法第109条及び下呂市議会委員会条例第6条。3. 目的、議会の広報広聴活動を推進するため。4. 委員の定数、5名。以上でございます。

○議長（中島達也君）

質疑、討論を省略し、採決を行います。

発第6号 広報広聴特別委員会の設置に関する決議について、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、発第6号については原案のとおり可決されました。

◎発第7号について（提案説明・採決）

○議長（中島達也君）

追加日程第12、発第7号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

発第7号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置に関する決議について。

下呂市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置に関する決議を提出する。令和2年4月28日提出。提出者、下呂市議会議員 中島ゆき子、賛成者、下呂市議会議員 中島新吾。

提案理由、新型コロナウイルス感染症対策に係る検討をするため、設置するもの。

次のページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置するものとする。

1. 名称、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会。2. 設置の根拠、地方自治法第109条及び下呂市議会委員会条例第6条。3. 目的、新型コロナウイルス感染症対策に係る検討を行うため。4. 委員の定数、13名。以上でございます。

○議長（中島達也君）

質疑、討論を省略し、採決を行います。

発第7号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置に関する決議について、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、発第7号については原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後3時05分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎下呂市議会常任委員の選任について

○議長（中島達也君）

追加日程第13、下呂市議会常任委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。下呂市議会常任委員の選任については、下呂市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

ただいまから指名名簿を配付いたします。

〔名簿配付〕

ただいまから指名名簿を事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤鈴彦君）

それでは、委員を朗読させていただきます。

総務教育民生常任委員、2番 田口琢弥議員、4番 森哲士議員、5番 田中喜登議員、7番 中島ゆき子議員、8番 田中副武議員、13番 中島新吾議員、14番 中島達也議員。

続いて、産業経済常任委員、1番 鷲見昌己議員、3番 飯塚英夫議員、6番 尾里集務議員、9番 今井政良議員、10番 伊藤厳悟議員、11番 一木良一議員、12番 吾郷孝枝議員でございます。以上7名です。

○議長（中島達也君）

以上のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を常任委員に選任することに決定いたしました。

次に、正・副委員長を報告いたします。

総務教育民生常任委員長 中島ゆき子議員、副委員長 森哲士議員。産業経済常任委員長 尾里集務議員、副委員長 吾郷孝枝議員。

以上のとおりであります。

◎下呂市議会運営委員の選任について

○議長（中島達也君）

追加日程第14、下呂市議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。下呂市議会運営委員の選任については、下呂市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

指名名簿を事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤鈴彦君）

それでは、議会運営委員会の委員を朗読いたします。

議会運営委員、1番 鷺見昌己議員、6番 尾里集務議員、7番 中島ゆき子議員、8番 田中副武議員、10番 伊藤厳悟議員、11番 一木良一議員、13番 中島新吾議員の7名でございます。

○議長（中島達也君）

以上のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

次に、正・副委員長を報告します。

議会運営委員長 一木良一議員、副委員長 田中副武議員。

以上のとおりであります。

◎下呂市議会特別委員の選任について

○議長（中島達也君）

追加日程第15、下呂市議会特別委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。下呂市議会特別委員の選任については、下呂市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

指名名簿を事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤鈴彦君）

それでは、委員を朗読させていただきます。

予算特別委員、議長を除く13名の議員でございます。

決算特別委員、議長を除く13名の議員でございます。

下呂駅周辺エリア等整備特別委員、議長を除く13名の議員でございます。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員、議長を除く13名の議員でございます。

次に、濃飛横断道・リニア特別委員、1番 鷺見昌己議員、4番 森哲士議員、5番 田中喜登議員、8番 田中副武議員、10番 伊藤厳悟議員、11番 一木良一議員、12番 吾郷孝枝議員の以上7名でございます。

議会改革特別委員、3番 飯塚英夫議員、6番 尾里集務議員、7番 中島ゆき子議員、8番

田中副武議員、13番 中島新吾議員、以上の5名でございます。

次に、広報広聴特別委員、1番 鷺見昌己議員、2番 田口琢弥議員、6番 尾里集務議員、7番 中島ゆき子議員、9番 今井政良議員の以上5名でございます。

○議長（中島達也君）

以上のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を特別委員に選任することに決定いたしました。

次に、正・副委員長を報告します。

予算特別委員会委員長 田中副武議員、副委員長 鷺見昌己議員。決算特別委員会委員長 中島ゆき子議員、副委員長 飯塚英夫議員。

次に、下呂駅周辺エリア等整備特別委員会委員長 尾里集務議員、副委員長 田口琢弥議員。新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長 伊藤厳悟議員、副委員長 田中喜登議員。濃飛横断道・リニア特別委員会委員長 伊藤厳悟議員、副委員長 鷺見昌己議員。議会改革特別委員会委員長 田中副武議員、副委員長 尾里集務議員。広報広聴特別委員会委員長 田口琢弥議員、副委員長 鷺見昌己議員。

以上のとおりであります。

ここで、市長の入場を求めます。

〔市長 山内登君 入場・復席〕

◎選第3号について

○議長（中島達也君）

追加日程第16、選第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、選挙を行います。

定数は1名であります。

お諮りいたします。岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項により、組合議員は関係市町村の長、副市長、監査委員のうちから選挙する議員1名をもって充てることになっております。したがって、選挙する議員は1名となります。

選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことを決定いたしました。

お諮りいたします。指名方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に、市長 山内登君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました市長 山内登君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、市長 山内登君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された市長 山内登君が議場におられます。下呂市議会会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これにて岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終了いたします。

休憩いたします。再開は館内放送にてお知らせします。

午後 3 時15分 休憩

午後 3 時40分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合によって時間延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を議事日程が終了するまで延長することに決定いたしました。

◎承第 1 号及び承第 2 号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

令和 2 年第 3 回下呂市議会臨時会議事日程（第 2 号）、日程第 3、承第 1 号 専決処分の承認について（下呂市税条例等の一部を改正する条例）、日程第 4、承第 2 号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、以上 2 件を一括議題といたします。

承第 1 号及び承第 2 号の 2 議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、皆さん御苦労さまです。

議案書の 1 ページをお開きください。

承第 1 号 専決処分の承認について（下呂市税条例等の一部を改正する条例）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 2 年 4 月28日提出。

提案理由でございます。

地方税法等の一部改正に伴い、下呂市税条例等の一部を改正する条例について専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2 ページをお願いします。

専決処分書でございます。令和2年3月31日に専決処分をいたしました。

次に、条例要綱にて説明をいたしますので、少し飛びますが、64ページをお開きください。

下呂市税条例等の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由でございます。

令和2年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、その一部が令和2年4月1日に施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要。

(1)未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しに伴い、現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父または母）に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、独り親及び寡婦（独り親を除く）を対象とします。第1条による改正中第24条、第3条による改正中第24条関係でございます。

(2)未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しにより、未婚の独り親に独り親控除を適用します。また、地方税法の改正に伴い、引用する項番号を改めます。第1条による改正中第34条の2、第36条の3の2、第36条の3の3関係でございます。

(3)地方税法の改正に伴い、対応する規定を改めます。第1条による改正中第36条の2、第54条第2項・第4項・第6項・第7項・第8項、第61条、第61条の2、第131条、附則第10条、附則第10条の2、附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第13条、附則第17条、附則第17条の2、第2条による改正中第19条、第23条、第48条第1項・第4項から第15項関係でございます。

(4)租税特別措置法の改正に伴い、対応する規定を改めます。第1条による改正中第48条、附則第3条の2、附則第4条、第2条による改正中第48条第2項・第3項、附則第3条の2関係でございます。

(5)所有者が不明な固定資産については、使用者に課税すること及び現所有者の申告制度について規定します。第1条による改正中第54条第5項、第74条の3、第75条関係でございます。

(6)軽量の葉巻たばこ（1本当たりの重量が1ミリ未満の葉巻たばこをいう）の課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とすることに伴い、対応する規定を改めます。また、令和2年10月1日からの実施することとなりますが、激減緩和等の観点から令和3年10月1日までに2段階で実施することにより、併せて対応する規定を改めます。第1条による改正中第94条、第96条、第98条、第2条による改正中第94条関係でございます。

(7)本条例の改正に伴い、対応する規定を改めます。第1条による改正中第98条、第2条による改正中第20条関係でございます。

(8)改元に伴い、対応する規定を改めます。第1条による改正中附則第6条、附則第7条の3

の2、附則第15条、附則第15条の2、附則第16条、附則第22条、附則第23条、第3条による改正中附則第16条、附則第1条から第8条、第8条の改正、第9条の改正、第10条の改正、第11条の改正関係でございます。

(9)個人住民税における肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長することにより、対応する規定を改めます。第1条による改正中附則第8条関係でございます。

(10)通算法人について、課税標準を法人税額とすることに伴う規定の削除と、法人税において通算法人ごとに申告等を行うことに伴い、対応する規定を改めます。第2条による改正中第31条、第48条第16項、第50条、第52条関係でございます。

(11)この条例は令和2年4月1日から施行します。ただし、一部は令和2年10月1日、令和3年1月1日、令和3年10月1日及び令和4年4月1日から施行します。附則第1条関係でございます。

(12)延滞金、市民税、固定資産税及び市たばこ税に関する経過措置について定めます。附則第2条から第7条関係でございます。

引き続き、承第2号 専決処分の承認についての説明をいたします。

67ページをお開きください。

承第2号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。
令和2年4月28日提出。

提案理由でございます。

地方税法施行令等の一部改正に伴い、下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

68ページをお願いします。

専決処分書でございます。令和2年3月31日に専決処分いたしました。

条例要綱にて説明をいたします。73ページをお開きください。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由。

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るための措置について講じた地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、その一部が令和2年4月1日に施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要。

(1)国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に引き上げます。第2条、第23条関係でございます。

(2)国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の基準額を28

万円から28万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の基準額を51万円から52万円に引き上げます。第23条関係でございます。

(3) 制定附則第6項及び第7項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加えます。制定附則第6項、第7項関係でございます。

(4) この条例は令和2年4月1日から施行します。ただし、制定附則第6項及び第7項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(5) 改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。附則第2項関係でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

国保税の条例一部改正で質問します。

73ページの要綱の2の概要ですが、2割軽減、5割軽減については、まさに保険税の軽減になるのですが、(1)の限度額を61万円から63万円に上げるというここですが、今7,000人の被保険者が下呂市でおられるわけですが、そのうちどのぐらいになるのか、今数字は分かりますか。今分からなければ後で知らしてもらえばいいんですが。国は、これはこのところずっと上げてきているんですよね、この限度額を。その基準を被保険者の1.5%を目指すという、国の基準ですから大都市と田舎では同じ基準では計れんと思うので、その疑問があるので、下呂市では、この7,000人のうちどの程度かというのを知っておきたいので質問します。

○議長（中島達也君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

すみません、該当者が何人ということについては後ほどお答えをさせていただきますけれども、上限額がどのぐらい影響するかということについて、ちょっと調べておりますのでお答えをさせていただきます。

医療分の61万円については、これは令和元年7月の被保険者数の数で試算をしておりますけれども、33世帯あったものが令和2年については29世帯、介護分の16万円が17万円につきましては、令和元年が12世帯が該当が10世帯あるというようなことでの数字を拾っております。超える世帯がどれぐらいになるかということについては、またお答えを後ほど資料としてお渡しをしたいと

思いますのでよろしくお願いします。

○議長（中島達也君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本２件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本２件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第１号 専決処分の承認について、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第１号については承認することに決定いたしました。

承第２号 専決処分の承認について、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第２号については承認することに決定いたしました。

◎承第３号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第５、承第３号 専決処分の承認について（令和２年度下呂市一般会計補正予算（第３号））を議題といたします。

承第３号の提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の75ページをお開きください。

承第３号 専決処分の承認について（令和２年度下呂市一般会計補正予算（第３号））。

地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。
令和２年４月28日提出。

提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止・予防対策として、緊急事態宣言が発令されている状況に

においてマスク入手困難な状態が続いていることから、市内全世帯に対しマスク10枚を配布するための補正予算について、早急に対応する必要があり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

76ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。令和2年4月22日に専決処分をいたしました。

次に、77ページをお開きください。

令和2年度下呂市一般会計補正予算（第3号）。

令和2年度下呂市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ800万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ226億3,639万円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

78ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入補正でございます。

20款繰入金、1項基金繰入金800万円の増額は、歳出の財源とするため財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、下の段でございます。歳出補正でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費808万1,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止・予防対策として、緊急事態宣言が発令されている状況で入手困難なマスクをいち早く市内全世帯1万2,155世帯に配布するため増額するものでございます。5月中旬に金山地域から郵送により順次配布を予定しております。配布枚数は1世帯で10枚でございます。

14款予備費につきましては、財源調整のため8万1,000円を減額するものでございます。

79ページから81ページは歳入歳出予算補正事項別明細書になりますが、今ほど説明した内容と重複をしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、承第3号 専決処分の承認についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

このマスクを納入することになりました業者と、それを決定した段階のプロセスについて説明をお願いいたします。

○議長（中島達也君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

今ほどの御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、マスクを市内のドラッグストア等で確保することがなかなか難しい状況が続いているということで、下呂市内の独自対策として大口納品ができるところと、あと個々に配布をさせていただくのに衛生的なところで個別包装ができるというところで、市内にあります製紙材を扱ってみえる会社さんをお願いをしたところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

業者名を教えてください。

○議長（中島達也君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

サンリツさんという会社でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

市長に伺います。4月5日の市長選挙の告示日に出陣式でマスクを配られましたが、こちらの業者等の関係があるのかないのか教えてください。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

今の件についてはお答えしますが、その業者の方から御提供を受けたことは事実でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

選挙前ですが、業者との密着というか、そういうことを疑われることがありますので、今後、専決でやられるときは、こういうことは気をつけていただきたいと思いますし、出陣式にマスクを配ったというところで公職選挙法というのはどうなんでしょうか、その辺いかがですか。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

その点については全く問題ないというふうに私は考えております。

また、業者との癒着の関係についても、今回のこの専決処分については、とにかくマスクが少ないというなお話が我々としてもございました。その中で、いろんな中でお話を頂いた中で、その業者の方が早急にマスクが手に入ることができるというなお話を伺いました。その点も市役所の内部でじっくりと精査をして検討しました。現在ここで手に入れるのが一番市民にとって最善の方法であるというふうに考えましたので、専決処分をさせていただきました。以上です。

○議長（中島達也君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第3号 専決処分の承認について、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第3号については承認することに決定いたしました。

◎議第73号及び議第74号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第6、議第73号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第74号 下呂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。

議第73号及び議第74号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の83ページをお願いいたします。

議第73号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和２年４月28日提出。
提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができなくなった被用者である被保険者に対して傷病手当金を支給するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明をいたします。87ページをお開きください。

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱。

１．改正理由につきましては、提案理由と同じでございますので省略をさせていただきます。

２．概要。

(１) 給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルスに感染したとき、または感染が疑われ労務に服することができなくなったときは、労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から傷病手当金を支給します。制定附則第５項関係でございます。

(２) 傷病手当金の１日当たりの支給額は、基本、直近の３か月間の給与等の収入の合計額を当該期間の就労日数で除した額の３分の２とします。制定附則第６項関係でございます。

(３) 傷病手当の支給期間は、その支給を始めた日から起算して１年６か月までとします。制定附則第７項関係でございます。

(４) 感染または感染が疑われる場合でも、給与等の全部または一部を受けることができる期間は傷病手当金を支給しません。ただし、その給与額が傷病手当金より少ないときは差額分を支給します。制定附則第８項関係でございます。

(５) 感染した場合に、受けることができるはずであった給与等の全部または一部が受けることができなかったときは傷病手当金を支給します。ただし、支給した傷病手当金は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収します。制定附則第９項・第10項関係でございます。

(６) この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第５項から第10項までの規定は、令和２年１月１日から規則で定める日までの間に属する場合に適用します。附則関係でございます。

引き続き、89ページをお願いします。

議第74号 下呂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和２年４月28日提出。

提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症に被用者が感染した場合等に支給する傷病手当金制度を岐阜県後期高齢者医療広域連合が新設することに伴い、市が行う事務に当該申請の受付事務を追加するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明をいたします。91ページをお願いします。

下呂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例要綱。

１．改正理由は、提案理由と同じでございますので省略をさせていただきます。

２．概要。

(1)岐阜県後期高齢者医療広域連合が新設する傷病手当金制度に関する申請書の受付事務を行います。制定附則第３条関係でございます。

(2)この条例は公布の日から施行します。附則関係でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本２件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

条例要綱87ページのところでお尋ねをいたします。

この傷病手当金を国保の被保険者の方、使われている方、こういうところにも払うようにするというので、このことには賛成なんですけれども、ただこれが、これは国の支援で決まったんですけれども、こういった国の財政支援を受けられない方が国保の被保険者の中にはたくさん出てくると思うんです。それは、自営業者、こういった方たちはこの該当にはならないわけですよね。それでここの部分に、今後市は、この支援を受けられない方たちへの支援というのを考えてみえるのかどうなのか、そこをお尋ねします。

○議長（中島達也君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

今回のこの国保税条例の改正でございますけれども、基本的に働いている方が傷病手当金を受けるといことで、事業主に対しての助成では、これについてはございません。働いてみえる方がコロナウイルスに感染をしたり感染を疑われる場合について、その感染拡大を防止するために事業主の方が休ませるといったような措置を取った場合に、その方に傷病手当を支給するというまず制度でございます。ということで、事業主の方に対しての助成ではございませんけれども、そのことについては今、ここには載せてございません。ということで、場合によってはそういうことも必要になってくるかなということでございますけれども、要は、この制度につきましては国の特別調整交付金を、後ほどの補正予算のほうでも出てきますけれども、そういったものを充てながら手当てをしていくという助成制度でございますので御理解を頂きたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

おっしゃる意味はよく分かるんですけども、やっぱりこれは国保の被保険者という方たちは非常に広い部分にありますね。こういう部分の具体的に言えば、例えば畜産農家の方、人を使わずに家内でやってみえるような場合、もしコロナの感染で仕事を休まなくちゃいけない。でも、誰か牛を飼わなくちゃいけない、こういう事態も考えられるわけなんですけれども、一般の農家の方もそうだと思いますけれど、そういったときに、やっぱりこの国保には傷病手当制度みたいなものはないんですね。今回、国のほうで手当てをされて、そしてこういう制度ができたわけですので、こここのところをまず、使われている人に対して今やられたのは、これはこれでいいと思いますけれども、そうじゃない救えない部分、そこの部分を、やっぱり線引きをせずに、やっぱり困ってみえる人を緊急の事態で助けていかななくちゃいけないんじゃないかということと思うんですが、今、国保の減免要綱の規定の中に、今回の特にコロナのこれは感染症の部分で、これは災害と捉えて対応すべきじゃないかと。それから仕事ができなくて休業しなくちゃいけない、そういった場合、また市長が特に必要と認めた場合、こういうやっぱり手当なんかについても考えていくという要綱がありますね。これを適用して下呂市でも、これはまさかの場合のことなんですけれども、これをしっかりとやる体制というのを市独自できちっとやっていく必要があるんじゃないかと。ここは市長も、このコロナ対策を最優先でやるということを書いてみえますので、ここは市長の判断で、必要と認めた場合はこういった手当てができると、これに準ずる手当てができるということをご検討すべきじゃないかと思うんですが、御答弁ください。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

ただいまの御質問、大変我々としても重く受け止めさせていただきたいと思っております。できることは何でもやるという方針で、まさしく災害、1級の災害ということで我々も対応しておりますので、一度今の御提案をしっかりと検討させていただいて、できるような方向で持っていければ一番いいかなと私自身も考えておりますので、一度よく御意見を尊重して検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中島達也君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

補足でございますけれども、国民健康保険税、税もちろんそうですけれども、減免とか猶予、徴収猶予というような制度もございます。1年間徴収猶予しながら延滞金を取らないという制度ももちろんございます。また、傷病手当金についても今までの制度でございます。今回の場合についてはコロナについて特別というようなことで、国の特別調整交付金をもらいながらの制度というようなことで今回考えておりますし、あと国民健康保険に加入されている方、されていない方、もちろんそうでございますけれども、生活の困窮者の方については国が今度やられる、後ほども出ますけれども、10万円の給付金とかというような制度もございますので、そういったこと

も含めながら考えていく必要があるかなということを考えております。以上でございます。

○議長（中島達也君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま説明を頂きました議第73号及び議第74号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本2件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本2件の賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第73号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第73号については原案のとおり可決されました。

議第74号 下呂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第74号については原案のとおり可決されました。

◎議第75号について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也君）

日程第8、議第75号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議第75号について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま上程されました議第75号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が全国に拡大し、終息が見えない中、緊急事態宣言を受け、一刻も早く様々な対策を打っていく必要があります。今回の補正予算の主なものは、感染症拡大の終息にめどがつくまでの間の緊急対応として、感染症拡大防止、雇用の維持と事業継続への支援及び市民生活を守るための支援等、これらの事業に係る予算でございます。

詳細につきましては総務部長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島達也君）

次に、議第75号について詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議第75号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第4号）について詳細説明をいたします。

議案書の93ページをお開きください。

令和2年度下呂市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ33億2,436万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ259億6,075万円とするものです。

款項の区分、金額等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。令和2年4月28日提出。

94ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入補正でございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金32億5,536万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金事業の財源32億1,580万円、子育て世帯臨時特別給付金給付事業の財源3,766万7,000円、教育ネットワーク環境施設整備事業の財源116万8,000円、学校臨時休業対策事業の財源72万5,000円でございます。

20款繰入金、1項基金繰入金6,900万円の増額は、歳出の財源とするため財政調整基金から繰り入れるものでございます。

95ページをお願いいたします。

歳出補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費32億1,584万9,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の生活に困っている人々への支援として、特別定額給付金の給付に係る給付費と事務費を増額するものでございます。

3款民生費、2項児童福祉費3,766万7,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の生活に困っている人々への支援として、子育て世帯臨時特別給付金の給付に係る給付費と事

務費を増額するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費76万円の増額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び予防対策として、マスクの購入、注意喚起のための周知に係る事業費を増額するものでございます。

7款商工費、1項商工費3,900万円の増額は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の雇用維持と事業継続の支援として、雇用調整助成金の上乗せ補助金と市内事業者の企業努力に対する補助金を増額するものでございます。

8款土木費、4項都市計画費656万5,000円の増額は、（仮称）観光交流センターの詳細設計の見直しに係る委託料を増額するものでございます。

10款教育費、1項教育総務費233万8,000円の増額は、学校休業による教育機会の確保として、小・中学校の教育ネットワーク整備に係る事業費を増額するものでございます。

同じく5項保健体育費96万7,000円の増額は、学校休業による給食食材の損失補償として、補償費を増額するものでございます。

14款予備費は、今後の新型コロナウイルス感染症対策を含めた有事の際に対する緊急の予算充用に備えるため2,121万4,000円を増額するものでございます。

96ページをお願いいたします。

歳入歳出事項別明細書の総括でございますが、先ほど第1表 歳入歳出予算補正で説明した内容と同じでございますので省略をさせていただきます。

97ページをお開きください。

歳入の事項別明細書でございますが、これにつきましても先ほど説明をさせていただきました内容と同じでございますので省略をさせていただきます。

次に、98ページをお願いします。

歳出補正について説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、特別定額給付金事業32億1,584万9,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の生活に困っている人々への支援として、市民1人に10万円を給付する給付金32億円、申請に係るデータ処理や郵送等の事務費が主なもので、5月中の早い段階に給付できるよう増額するものでございます。

3款民生費、2項児童福祉費、1項児童福祉総務費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業3,766万7,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の生活に困っている人々への支援として、児童手当を支給する世帯、ゼロ歳から中学生がいる世帯に対象児童1名に1万円を給付する給付金3,600万円が主なもので、6月の児童手当の給付時に給付予定でございます。

99ページ下段を御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2項予防費、予防対策諸経費76万円の増額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び予防対策として、市内医療機関や給食センター等へ緊急時に直ちに配布できるマスクの購入や、健診会場をはじめとする公共施設の除菌剤の購入、刻一刻と変化する新型コロナウイルス感染症に対する情報を市民へ周知する啓発費等でございます。

100ページをお願いします。

上段の7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、商工業活性化事業助成費200万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策の影響を受ける中、新商品の開発やデリバリーの実施など、業態を変更して営業を維持しているなどの企業努力を支援するため、これらの宣伝費等に要する経費の5分の4、上限10万円を補助するものでございます。

次の新型コロナウイルス感染症対策事業（雇用維持・事業継続）3,700万円の増額は、休業手当を支給して雇用の維持を図った事業主に対して雇用調整助成金を国が支給しますが、基準額により1人1日当たり8,330円が上限であるため、事業主の支給額との差額分を市が上乗せ補助するものです。補助の上限は、1人1日当たり4,000円でございます。

下段の7款商工費、2項観光費、2目観光振興費、関係人口構築事業は、事業費の組替えです。新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中ではありますが、終息後の速やかな観光誘客につなげる取組も必要であるため、ふるさと観光大使へのモニター調査等を実施し、準備体制を整える経費64万6,000円を増額します。一方で、既に開催が中止となった観光物産展の経費を減額することで、事業費の増減はございません。

101ページをお願いします。

8款土木費、4項都市計画費、4目地域再生計画事業費、都市再生整備事業656万5,000円の増額は、令和元年度に実施した（仮称）観光交流センター詳細設計において、景観への配慮と、それに伴う施設の配置替えの必要が生じたため詳細設計委託料を増額するものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、教育ネットワーク管理費臨時233万8,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策による学校休業を教訓として、国が進めるGIGAスクール構想を活用していち早く教育機会を確保する必要があるため、今年度内に小・中学校の教育ネットワークを構築するための実施設計費でございます。

同じく5項保健体育費、3目学校給食費、学校臨時休業対策事業96万7,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策により3月3日から学校が休業しましたが、既に発注されていた牛乳2万6,503本、麺類5,033食、パン508食分について、取引契約書に基づき供給事業者と補償の協議が調い、国庫補助金を活用して補償金を増額するものでございます。

次に、102ページをお願いします。

14款予備費でございます。

第1表 歳入歳出予算補正で説明したとおりでございますので、省略をさせていただきます。

以上で、令和2年度下呂市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

質問をしますが、コロナのこの対策については、やはり時間を争う対策をしなければならないというのが私は大前提だというふうに思います。そこで、一例を挙げますけれども、国からの1人当たり10万円の給付金ですけれども、テレビ等で見ておきますと、要するに自治体の財源で立替えをして早く作業に入ると、こういうところもよく見られます。私は、やはりできることがあれば、そういう対応も大事じゃないかというふうに考えますので、ぜひとも一日も早く見える施策を打ち出していただきたいということを思いますので、それに対してお考えと状況を教えてください。

○議長（中島達也君）

市長公室長。

○市長公室長（田口広宣君）

定額給付金につきましては、市役所の中でチームを組んで、早速今、取り組んでいるところでございます。ざっとしたスケジュール感ですけれども、現在、岐阜県内のほとんどの市町村が、情報センターという事務処理をするところがあるんですけれども、そこで一括して申請書のほうを今、データを作って打ち出しをしてもらいます。これが連休明けぐらいに各市町村のほうに届きますので、それに返信用の封筒を詰めて市民の皆さんにお配りをして、それに口座情報のコピーと身分証明書というか本人であることの証明をつけて、それをまた市役所のほうに提出していただくか、マイナンバーを持っている方についてはマイナンバーのポータルのほうで申請ということになります。

総務大臣からも一刻も早く市民の皆さんに届けるようにということで、下呂市としましても金融機関と連携を取りながら一刻も早い支給ができるような体制で向かっておりますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

そういう対応で取り組んでおると、これは非常に大切なことで、要するに今、非常に市民は不安に駆られておる。この現実を踏まえた中で、いかに我々は、その胸のうちへ入って事に当たっていくかということが、行政であり我々の責任だろうと、こう思っておりますので、ぜひとも情報公開もしっかりしていただいて、信頼ある対応をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（中島達也君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6 番 尾里集務君。

○6 番（尾里集務君）

教育関係で御質問させていただきます。

教育ネットワークの管理費臨時ということで教育関係がございすけれども、子供たちの今、学校が閉鎖というようなところの中で、やはり子供たちに対することが一番重要ではないかと思うんですが、やはりうちも中学校に入学したんですけれども、1年生で行っていないということと、小学生もおりますけれども、そういったことでうちでゲーム三昧をしているわけなんです、やっぱりその中で先生たちもいろんな対策を取っていただいておりますが、やはりこういった教育の面で、タブレットとか、いろんな反面、ネットワークの中で何とか教育学校ができないかということをお願いをしたいんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（中島達也君）

教育長。

○教育長（細田芳充君）

大変長い臨時休業ということで、子供たちに大変苦しい思いをさせておりますし、もちろん保護者の方々も御心配、御苦勞をかけているところでございます。

一番私どもが気をつけていますのは、やっぱり心の不安定な状況等に対するケアでございますけれども、定期的な家庭訪問ですとか電話、そしてメールを使ったような教育相談等々でお子さんの状況を把握させていただきながら心のケアを努めておるところでございます。

また今、議員おっしゃいました学習支援につきましては、これも担任等が作成した学習プリントの配付ですとか、今はちょうど学校でいいますと時間割のようなものを家庭版の時間割のようなことで、毎日毎日、低学年のお子さんには教師が作成したもの、高学年以上の生徒さんには自分で計画を立てながら等々の自ら学ぶことができるような支援もさせてもらっておるところでございます。

オンラインを使ったような学習支援についてもニュース等々で出されておりますけれども、これは1点、十分気をつけなきゃいけないなと思っているのは環境の公平性ということです。環境が整っているところばかりとは限りませんので、やはり学び学習については公平性を欠くことはできないということで積極的には行っておりませんが、今回の補正にもありますように、今後のことも見据えて、今、国がGIGAスクール構想という事業を打ち出しておりますので、これを土台に本市においても、こういったネットワークの構築等についても検討、努力をしていきたいなというようなことを思っているところでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

8 番 田中副武君。

○8 番（田中副武君）

これらの提出された75号、76号については委員会での審査ということになってくるわけですが、その前に1点だけ確認したいことがございます。

市長のほうから朝、メールやまたは緊急情報というようなことで、市民の方に対しての不要不急の外出の自粛であったり、そういうメッセージが発信されております。大変重要なことでないかなと思うわけなんです、いろいろ市民の方から私のほうにもいろいろ連絡とか相談とかというようなことが来ておりますが、今、市民には外出するなどと言って、よその人たちがここへ来る。下呂市に来る。これを来ないでくださいという発信はいかななものかという、するべきでないかというお話がありました。実際に、隣の高山であったり、また伊勢神宮、伊勢市を取り巻く自治体の連合で、こちらには来ていただきたくないという発信をされておるところもある。それで今、ホテル・旅館の方も、もう長期休業ということで、予約いただいた方に連絡を取りながら来ていただかないようにという配慮をされておるところもあれば、開けてみえるところもある。何か、市民には出るなどと言って来る人は拒まずかということでは、受け入れてしまうと、やっぱりほかから持ってこられる、そういう懸念が一番心配される声が大きく、多く頂いております。

また、コンビニなんかで見ると県外の車がよく止まっておる、こんなお話もお聞きします。この辺についての考えを伺います。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

ただいまのお話については、市のホームページのほうでも、観光客というか外からおいでいただく方に対するメッセージと、そして市民の方々に対するメッセージ、2つを発出させていただいております。

最初の観光客の方々については、観光立市の下呂市ですが、その辺り、現下の情勢を鑑みて、確かに他府県ナンバーが公園なんかに入ってくることによって、市民の方が、やはりちょっと若干怖いということで帰ってしまうというようなお話もお伺いはしておりますので、そういうメッセージをしっかりと、おとつから発信をさせていただいております。

また、観光業界についても、こちらのほうに来訪を自粛していただくということで今朝の新聞にもちょっと大きく報道されておりますので、高山市同様、下呂市もこういう方針でしっかりと県外にも、下呂市以外の方々に来訪を自粛していただくような、そういうメッセージを発信しておりますし、今後も引き続き5月6日以降、ゴールデンウィーク以降も、そういう方針で発信をし続けていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）

11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

商工費の中で雇用調整助成金の件についてお聞きしたいと思います。

市民も確かに非常に不安なんですけれども、従業員を抱えておられる事業所、企業、こんな状態が3か月も続けば本当に破綻するんでないかということを非常に心配されております。今回、この雇用調整助成金の緊急支援事業補助金、これには60%の10分の9、これは政府のほうで見るというふうに話になっていたんですけど、その10分の1に当たる部分が今回計上してあるわけですね。今、政府が10分の1も全て負担するというような話が出ておりますね。そうなった場合に、今回この計上される10分の1の支援金、これは政府のほうで全額支給するというのであれば、これはゼロになるんでないかというふうに思うんですが。

それと、1か月、日数が30日ありますよね。それで、この1人当たり4,000円と、そして1人当たり925円、250人・250人で500人なんですけれども、この4,000円というのは、これは非常に妥当な金額でないかというふうに思います。日数が30日で対象が500人ということ、このことについて30日分でもいいのか、第2弾はあるのか、そういったことも先ほど言いました政府の10分の1の部分の100%支給ですね、これを、このことに対して市のほうの予算計上はどういうことを対応されるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中島達也君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

今言われました100%という部分ですけれども、私どもの解釈しておりますには、厚生労働省が出しておりますのは60%の足らず前の40%を出すということで100ということです。ただし、60%については10分の9と、これは変わりございません。それから最高額の8,330円も限度が変わりません。ということは、40%は100%見られるんですけど、もともとの60%は10分の9でございますので、その10分の1を見させていただくということでございますし、上限が8,330円でございますので、それを超える部分については上限4,000円までは見させていただくということの支援となっておりますので、よろしくお願いします。

それから日数につきましても500人の30日と書いてございますが、今の旅館関係、いろんなところから情報を聞きますと、旅館におきましては正確な数字はないんですけれども、1か月に8日から10日程度の休業と聞いておりますので、私どものこの計算は30となっておりますが、1か月に10日ですと3か月分30日あるというような計算になりますので、それぞれの事業種によってまた期間が違うかと思っておりますけれども、私どもの計算しております30日、これを取りあえず今回上げさせていただければ、この4月、5月の休業手当といいたいまいしょうか、それには間に合ってくるんじゃないかと思っておりますけれども、いずれにしても今後、長期になってくる場合は当然かさんでまいりますので、改めてまた補正の追加ということも当然考えていかなくてはならないと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）

11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

今の休業補償ですね、支給額の60%、これはもう当たり前で分かっています。そのうちの10分の9と10分の1ですよ。ですから10分の9と10分の1が、要は60%が100%支給されるという形を政府が今、計画しておるわけですよ。そうしますと、10分の1に当たる部分も政府が支給するわけですね。そうすると、今度は下呂市を見る必要がなくなるわけですね。ですから、その辺のことについて扱いはどうされるのかという話です。もう支給額を100%という意味じゃなくて支給額の60%を全額という意味ですね、これが政府で計画されておるといふ、そういう話です。ですから、そうなった場合の下呂市との部分がダブるんでないかという話ですよ。その辺はどうかということですよ。

○議長（中島達也君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

休業要請にお応えというか対応していただいたところが、私の記憶では100、そうでないところは10分の9、変わらないということを聞いておりますので、60%のうちの10分の1は残ってまいりますので、全体でいきますと94%は見えるわけなんです、60%の10分の9ですから六九、五四、54%と40%で94になりますので、残り6%は残っておりますので、休業要請ではないところですね、対象外ですね、その6%は市のほうの私どもの支援で対応になるというふうに考えておりますし、いずれにしても8,330円という上限は変わっておりませんので、それまでは当然頂けますけれども、10分の9から逆算をすれば、マックスで9,225円まではこの8,333円が全部頂けるという状況になっておりますが、賃金の平均は正確な数字は持っておりませんが、私どもとしましては9,000円から1万2,000円ぐらいまでの間を何とか100%カバーできるということで、925円から最大4,000円まで、4,000円ということは8,334プラス4,000円ですから、最高で1万2,330円までは何とか我々のこの支援も含めて100%支援させていただけんかという計算で、この予算を上げさせていただいております。以上です。

○議長（中島達也君）

ほかにございますか。

後から委員会付託も予定しておりますので、委員会開催を簡潔にお願いします。

〔挙手する者あり〕

1番 鷺見昌己君。

○1番（鷺見昌己君）

商工業活性化助成金のことですが、この200万というのは非常にありがたい話だと思いますが、これはテークアウトとかデリバリーに対しての新規事業に対しての助成金ということで先ほどお伺いしましたが、今、特にこのコロナを受けて、このテークアウト、特に地元の飲食店の支援というのは非常に大事なことで思っております。飲食店につきましては50万の補助が入るということで、もしやめたり時間短縮するとあるんですが、実際にそれに納入している業者とか、そう

いうところには今まだ手当てがないというような状況の中で、やはり、その地元の飲食店をみんなでもっと支えていくということで、このテークアウト・デリバリーをもっと強化すると。逆に言うと下呂市の今チャンスと捉えて、今後も踏まえてこの事業化、新しいビジネスを創造させるというのは非常に大事なことだと思うのですが、そのためには、まず下呂市として情報の集約と情報の発信をする必要が大事じゃないかと思うんですが、いかがなものでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（中島達也君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

今言われました、例えばテークアウトにつきましては、それぞれの商工会、萩原、それから金山につきましては、たしか共同でチラシを出されておる。また、下呂については共同ではございませんが、既に10店舗、15店舗というところは出しておられますけど、今議員言われるとおり、我々もそれぞれに情報は収集しておりましたが、既に個々に出ておりますので、当然市民の方たち、またそれ以外の方たちにもしっかり情報を、一堂にお伝えするにはそうやって集約をして発信することは大切だと思っていますので、改めて今、商工のほうで小坂、馬瀬のほうでもやっておられるお店がありますので情報を今収集しておりますが、しっかりと一括で市のホームページであるとか、そういったところで周知できるように努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）

1 番 鷺見昌己君。

○1 番（鷺見昌己君）

ありがとうございます。

ちなみに今、私のほうで把握しておる今のテークアウトとかやっているのは46件ぐらい市内にありますので、先ほどの数の20件ということになると、少しその辺も考えていただけるとありがたいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第75号については、お手元に配付してあります付託表のとおり予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第75号については予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第76号について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也君）

日程第9、議第76号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

議第76号について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま上程されました議第76号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議第75号でも御説明をいたしましたが、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を受け、一刻も早くその対策にしっかりと取り組んでいく必要がある中、議第75号と同様に、緊急対応として下呂市国民健康保険の被保険者の感染拡大防止と雇用維持を支援するための補正予算であります。

詳細につきましては総務部長が説明しますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島達也君）

次に、議第76号について詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議第76号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について詳細説明をいたします。

議案書の103ページをお開きください。

令和2年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ192万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億6,421万円とするものです。

款項の区分、金額等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。令和2年4月28日提出。

104ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入補正でございます。

6款県支出金、1項県負担金192万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策に係る傷病手当給付事業の財源で、特別調整交付金でございます。

次に、歳出補正でございます。

2款保険給付費、6項傷病手当金192万円の増額は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策で、感染拡大防止対策として、国民健康保険の被保険者に傷病手当を給付する給付費を増額するものでございます。

105ページをお願いします。

歳入歳出事項別明細書の総括でございますが、第1表 歳入歳出予算補正で説明した内容と同じでございますので省略をさせていただきます。

106ページをお願いします。

歳入の事項別明細書ですが、これも省略をさせていただきます。

次に、107ページをお開きください。

歳出補正について説明いたします。

2 款保険給付費、6 項傷病手当金、1 目傷病手当金192万円の増額は、国保制度においては様々な就業形態の方が加入していることを踏まえて傷病手当金は条例を制定して支給することができることから、議第73号で御審議をいただきましたが、これに基づき新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、被保険者が感染または感染の疑いにより労務できなくなった場合の傷病手当金を給付するため給付費を増額するものでございます。

以上で、令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第76号については、お手元に配付してあります付託表のとおり予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第76号については予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

休憩いたします。再開は館内放送でお伝えします。

午後4時52分 休憩

午後5時50分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので配付いたします。

〔追加日程配付〕

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付しております議事日程（第2号の追加1）、追加日程第17、報第5号 委員長報告、追加日程第18、委員会提出議案第1号 新型コロナウイルス等の対策に関する決議について、追加日程第19、閉会中の委員会継続調査申し出につ

いてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議事日程（第2号の追加1）、報第5号 委員長報告、委員会提出議案第1号 新型コロナウイルス等の対策に関する決議について、閉会中の委員会継続調査申し出についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎報第5号について

○議長（中島達也君）

追加日程第17、報第5号 委員長報告を行います。

本臨時会において付託しました日程第8、議第75号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第4号）、日程第9、議第76号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）、以上2件を一括議題といたします。

審査結果について委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 田中副武君。

○予算特別委員長（田中副武君）

委員長報告を申し上げます。

本日、第3回臨時会において当委員会に付託された議第75号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第4号）、議第76号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）の2議案について、17時10分から庁舎3階第1会議室において、議員全員と市長をはじめ執行部、担当者の出席を頂き審査いたしました。

審査結果は、2議案とも全会一致で可決すべきものと決しました。多くはコロナ関連に関する予算であり、早期に実現させる必要があるとの委員からの意見もあり、議会として全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

◎議第75号及び議第76号について（質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第75号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第4号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第75号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第76号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第76号については委員長の報告のとおり可決されました。

◎委員会提出議案第1号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

追加日程第18、委員会提出議案第1号 新型コロナウイルス等の対策に関する決議についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長、10番 伊藤厳悟君。

○新型コロナウイルス感染症対策特別委員長（伊藤厳悟君）

委員会提出議案第1号 新型コロナウイルス等の対策に関する決議について。

下呂市議会会議規則（平成16年議会規則第1号）第14条第2項の規定により、別紙のとおり、新型コロナウイルス等の対策に関する決議を提出する。令和2年4月28日提出。新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長 伊藤厳悟。

別紙、新型コロナウイルス等の対策に関する決議。

新型コロナウイルス等の対策に関する決議。

新型コロナウイルスの感染が拡大し、4月16日、国は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、全国を対象区域とした緊急事態宣言を発出しました。同時に岐阜県は「特別警戒都道府県」に指定されました。

その中で下呂市でも自粛要請によって市民生活と地域経済に深刻な影響がもたらされています。市民は、医療はどうなるのか、暮らしや雇用を守るにはどうしたらいいのか、どういう制度が使えるのかなど、不安を強めています。

市当局は新型コロナウイルス感染症に対し、全職員で対応をしています。

市民の命と暮らしを守るため、一つ、市民の不安に応えた正しい情報の発信と周知の徹底、相談体制の整備。一つ、感染拡大防止のための自粛要請で収入が途絶えた事業者・個人を支援。一つ、子供たちを守るための対応と支援。一つ、市内において感染者が出た場合と拡大防止のための対応。一つ、医療や介護などを継続させるための対応。一つ、万が一の事態を想定した対応などを前例にとらわれず全力で取り組まれることを強く求めます。

下呂市議会は、全議員による新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を中心に市長をはじめ市当局と協力して、これらの対策に取り組みます。

また、市民の皆さんの声をよく聞き、安心・安全な生活が継続できるように全力で取り組みます。

以上、決議をする。

令和2年4月28日、下呂市議会。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、委員会提出議案第1号については原案のとおり可決されました。

◎閉会中の委員会継続調査申し出について

○議長（中島達也君）

追加日程第19、閉会中の委員会継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、所管事務等について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

市長、御挨拶をお願いします。

○市長（山内 登君）

ただいまの新型コロナウイルスの対策に対する決議文、下呂市議会の皆様方から提出をされ、御承認を頂きましたことに関し、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、4月10日には岐阜県知事から非常事態宣言が発表されております。

また、4月16日には内閣総理大臣から全ての都道府県を対象とした緊急事態宣言が発表され、岐阜県は特に警戒が必要とされる特定警戒都道府県に指定されております。こうした切迫した状況の中で、現在のところ下呂市内では新型コロナ感染者は確認されておきませんが、事態の一刻も早い終息を図るためには、まず何よりも市内における感染者の発生をしっかりと防止するとともに、万一感染者が発生した場合でも感染拡大を防止できる体制を構築する必要があります。

また、外出等の自粛が長期化し、市内経済や市民生活に対しても大きな影響が顕在化していることから、当面は影響を緩和しながらも、事態終息後には速やかに反転攻勢に転ずることができるよう準備を進めてまいります。

こうした考えに基づきまして、国の緊急経済対策や岐阜県の「緊急事態」総合対策を最大限に活用しながら、まず感染拡大の徹底防止を最優先として、下呂市として市長メッセージをはじめ直ちに実施できる当面の緊急課題を今回上程させていただき、御承認を頂きました。

この対策は、山内市政の就任後1週間で市内各地から寄せられました多くの声を踏まえて直ちに実施すべき取組を取りまとめたものでございますが、今後も感染者の発生状況の推移や経済の動向をしっかりと見ながら、専決処分など追加で実施すべき対策をスピード感を持って実施してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、市長自らが先頭に立って強いリーダーシップを発揮しながらスピード感を持って取り組んでまいり、今回の補正予算のみならず、できることは何でもやるという強い決意で臨んでまいりますとともに、市議会の決議文を市民のお声として真摯に受け止めて、この最大の難局を皆さんと共にしっかりと乗り切ってまいりたいと考えておりますので、今後とも議会の皆様の御指導と、そして御協力を賜りますことをお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（中島達也君）

これをもって本臨時会に付議されました議案は全て議了いたしました。

令和2年第3回下呂市議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後6時08分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年4月28日

臨時議長 伊 藤 嚴 悟

議 長 中 島 達 也

署名議員 1 番 鷺 見 昌 己

署名議員 2 番 田 口 琢 弥